

3江総経第2720号
令和4年3月1日
江東区総務部経理課

工事受注者の皆様へ

賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用について

国は、労働市場の実勢価格、必要な法定福利費相当額及び義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映させるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置を実施し、令和3年3月から適用してきた労務単価（以下「旧労務単価」という。）より上昇した「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定、公表しました。

さらに、国では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成、確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置付けられたことを踏まえ、予定価格への新労務単価の早期適用と、一定の既契約の工事については、インフレスライド条項等を適用し、新労務単価を反映するよう、各地方公共団体に対し要請しています。

江東区においては、この要請を踏まえ、一定の既契約工事についても新労務単価に対応し、令和4年3月1日が工期内にある工事を対象に、インフレスライド条項（工事請負契約書第26条第6項）を国の運用（「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付国地契第57号他））に準じて運用することとしましたので、お知らせします。なお、請求にあたっては、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

また受注者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、契約金額

が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の対応をお願いします。

※ 必要に応じて、上記下請契約等の対応をした旨を証明する書類の提出を求めることがあります。

令和 年 月 日

江東区契約担当者 殿

所在地

請負者 名 称

代表者

印

工事請負契約書第26条第6項の規定による契約金額の変更 (請求)

年 月 日付けで契約締結した下記の工事については、賃金水準等の変動により契約金額が不相当となったため、工事請負契約書第26条第6項の規定により契約金額の変更を請求します。

記

- 1 工 事 件 名
(契約番号) (- -)
- 2 契 約 金 額 ¥
- 3 契 約 日 年 月 日
- 4 工 期 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 工 事 場 所
- 6 希 望 基 準 日 令和 年 月 日
- 7 変 更 請 求 概 算 額 ¥
- 8 概 算 変 動 前 残 工 事 金 額 ¥

(概算変動前残工事金額とは、契約金額から希望基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額)

※希望基準日は、この請求を提出する日から起算して14日以内とする。

※別紙「概算スライド額調書」(様式2)を添付する。

※変更請求概算額及び概算変動前残工事金額については、精査の結果によっては、変更となることもある。

※工期又は工事内容の変更について先行指示があるが、契約変更が済んでいない場合には、その旨を確認するための資料を添付する。

概算スライド額調書

工 事 件 名 (契約番号)	(— —)
契 約 金 額	円 (税込み)
予 定 価 格	円 (税込み)
落 札 率	. %
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日から令和 年 月 日まで
希 望 基 準 日	令和 年 月 日
出 来 高	. %
出来高額 (既済部分に相応する契約金額)	円 (税抜き)
変動前残工事金額 (P 1)	円 (税抜き)
変動後残工事金額 (P 2)	円 (税抜き)

$$\begin{aligned}
 \text{スライド額 (S)} &= P 2 - P 1 - \left(P 1 \times 1 / 100 \right) \\
 &= \quad - \quad - \left(\quad \times 1 / 100 \right) \\
 &= \quad - \quad - \\
 &=
 \end{aligned}$$

P 1 : 変動前残工事金額
(契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額)

P 2 : 変動後残工事金額
(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額)

$$\text{スライド額 (税込み)} = (S) \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率})$$

※ 出来高、出来高額、変動前残工事金額及び変動後残工事金額については、概算とする。ただし、精査の結果によっては、これらを変更することがある。

※ 落札率は、入札経過調書等を参考に、小数点以下1位まで記入する。

※ 監督員と相談の上、出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料を添付する。